

2015年(平成27年)12月14日号  
NO.2709 (毎週月曜日発行)

株式会社 週刊住宅新聞社

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル  
TEL.03(5363)5810 FAX.03(5363)5815 郵便番号00120-5-83424  
発行人 長尾 洋一 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

<http://www.shukan-jutaku.com/>

# 週刊住宅

都市の基盤施設として都  
市計画法に基づきルートや  
幅員を定めている「都市計  
画道路」の予定地において  
は、通常より厳しい建築制  
限が定められている。

同法53条に基づく都道府  
県知事等の許可を得るとと  
もに、54条に基づく「木造や  
鉄骨造等非堅固な構造で、  
且つ地階を有さない2階建

まで」との制限が定めら  
れている(行政によっては、  
3階まで許容するなどの建  
築制限が緩和されている場  
合もある)。

都市計画道路の整備に当  
たっては実際の道路整備工  
事に必要な費用だけではな  
く、道路用地の買収に必要  
な費用が莫大にかかる。こ  
のため、計画線数に対し



171

## トラブルのない不動産取引のために

て事業認可が下りる路線は  
非常に少ないのが現状であ  
る。1946(昭和21)年の戦災復興計  
画で定められた都市計画道路の多くが、  
実施されていないまま現在  
に至っている。

不動産取引を行う際は、  
取引対象の不動産に関する  
重要な内容を説明する「重  
要事項説明」を買い主に対  
して実施することが宅地建  
物取引業法で定められている。  
当時、私の実家は都市計  
画道路に面しており、敷地

の3分の1が都市計画道路

## 法令など正確な説明を

### 都市計画道路など訴訟に発展

りがあり、その誤りにより  
買い主に大きな損害が出、  
その後訴訟に発展するケー  
スが多く見られる。今回紹  
介の都市計画道路に関する  
業者の説明不備により、訴  
訟、そして損害賠償となっ  
たケースが多々発生してい  
る。

おり、相続不動産における  
鑑定評価等を行っている。  
社内における取引案件だけ  
ではなく、社外からの調査  
依頼なども受け付けてい  
ている。

の3分の1が都市計画道路  
予定地となっていた。幼少  
期よりこの事実を聞かされ  
ていたが、事業認可が下り  
た時には、初めてその内容  
を認識してから約20年を経  
過していた。

私の実家はもちろんその  
事実を認識しながら購入し  
ていたため、「ついに来た  
か」という話である。

まさに土地を購入していた  
もしその事実を知らない  
ことの大失敗であり、説明を

そのようなトラブルを招

かないため、購入者は重要

事項説明をしっかりと受ける

ことが大事であり、説明を

シーエフネッツ  
動産調査部 川上智弘  
不

する業者側は、各種法令な  
ど説明すべき事項を確實に  
調査することが大切であ  
る。

新たに不動産調査部

社外の依頼にも対応

シーエフネッツでは、

重要事項説明

不動産売買に関連した取り

引を安全かつ円滑に進め

るため、不動産調査部を立

ち上げた。不動産調査に精

通している専門スタッフが

調査を行い、重

要事項説明書や  
契約書を作成し

ている。